



ニュースリリース 平成 26年 2月 19日

暴風雪被害復旧緊急融資の取り扱いについて

このたびの大雪・大雨により被害を受けた皆さま方には、心よりお見舞い申し上げます。

常陽銀行（頭取 寺門 一義）は、被害を受けた事業者の皆さまを2月13日に発表しました「暴風雪被害復旧緊急融資」により支援いたしますので、お知らせいたします。

記

制度名	暴風雪被害復旧緊急融資（事業者向け）
融資対象者	「平成26年2月8～9日の暴風雪・大雪」及び「平成26年2月14～15日の大雪・大雨」により事業用設備や商品等に被害を受けた法人・個人事業主（農業者を含む）の皆さま
資金使途	事業資金（運転・設備）
融資金額	運転・設備資金とも50百万円以内
期間	設備15年以内（据置2年以内）、運転7年以内（据置1年以内）
融資利率	1.475%以上（変動金利） ※貸出期間に応じた所定の金利となります。
申込期限	平成26年3月31日
取扱店	全店
その他	○お申し込みに際しては「罹災証明」・「被災証明」のご提出は不要です。 ○暴風雪・大雪・大雨による被害には間接被害を含みます。

お申込に際しては、当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合もありますので、ご了承ください。

以 上